

預かり教育（定期利用）審査基準

保護者のいずれもが下記【前提要件】に該当する方が対象となります。

審査においては、下記【基準指数】および【調整指数】により算出した指数の高い利用者を優先的に利用決定し、点数が並んだ場合は下記【同指数の場合の優先順位表】によって利用決定を行います。

【前提要件】

就労を常態としている（週3日以上（平日）、1日4時間以上かつ14～18時における30分以上）
出産予定日の属する月又はその前後の2か月以内である
疾病・心身障害等がある
同居親族の介護をしている
正当な理由なく過去に2か月以上保育料を滞納していない ※卒園児きょうだいの分も含みます

【基準指数】

類型	細目	指数
就労（居宅内・居宅外問わず）	週5日勤務（平日） 14時～18時における3時間30分以上の就労を常態	20
就労（居宅内・居宅外問わず）	週5日勤務（平日） 14時～18時における2時間30分以上の就労を常態	18
就労（居宅内・居宅外問わず）	週5日勤務（平日） 14時～18時における1時間30分以上の就労を常態	16
就労（居宅内・居宅外問わず）	週5日勤務（平日） 14時～18時における30分以上の就労を常態	14
就労（居宅内・居宅外問わず）	週4日勤務（平日） 14時～18時における3時間30分以上の就労を常態	18
就労（居宅内・居宅外問わず）	週4日勤務（平日） 14時～18時における2時間30分以上の就労を常態	16
就労（居宅内・居宅外問わず）	週4日勤務（平日） 14時～18時における1時間30分以上の就労を常態	14
就労（居宅内・居宅外問わず）	週4日勤務（平日） 14時～18時における30分以上の就労を常態	12
就労（居宅内・居宅外問わず）	週3日勤務（平日） 14時～18時における3時間30分以上の就労を常態	16
就労（居宅内・居宅外問わず）	週3日勤務（平日） 14時～18時における2時間30分以上の就労を常態	14
就労（居宅内・居宅外問わず）	週3日勤務（平日） 14時～18時における1時間30分以上の就労を常態	12
就労（居宅内・居宅外問わず）	週3日勤務（平日） 14時～18時における30分以上の就労を常態	10
妊娠・出産	妊娠・出産（出産予定月および前後2か月の利用が可能）	20
疾病・心身障害等	疾病（入院）	20
疾病・心身障害等	疾病（在宅）寝たきり	20
疾病・心身障害等	疾病（在宅）精神性疾患・感染性疾患	20
疾病・心身障害等	疾病（在宅）一般療養	16
疾病・心身障害等	心身障害等（身障手帳1級・2級 愛の手帳1度・2度・3度）	20
疾病・心身障害等	心身障害等（身障手帳3級 愛の手帳4度）	16
疾病・心身障害等	心身障害等（身障手帳4級）	12
介護	付添い介護（通院・通所等で3日以上介護）	16
介護	自宅療養（居宅内での寝たきり高齢者・重度心身障害者等の常時介護）	20
介護	自宅療養（上記以外）	14

基準指数の表に掲げるものの外、明らかに保育を必要と認められる場合は、当該案件ごとに審査をします。

就労時間には休憩時間および通勤時間を含みます。

育児短時間勤務を取得中または取得予定の場合でも、正規の勤務時間を基に基準指数を認定します。

【調整指数】

類型	細目	指数
世帯状況	ひとり親世帯の方	+24
世帯状況	双子等の同一学年のきょうだいの同時申込みの方	+2

【同指数の場合の優先順位表】

順位	内容
1	区内在住の方
2	当該審査における不承認の期間が長い方
3	基準指数の類型が疾病・心身障がい等の方（保護者のいずれかが該当する方）
4	基準指数の類型が介護の方（保護者のいずれかが該当する方）
5	同指数の世帯のうちの指数が低い保護者同士を比較して指数が高い方
6	週当たりの合計就労時間が長い方
7	お迎え時刻が遅い方
8	きょうだい同時申請の方
9	在園児の申請の方
10	同居の祖父母（無職の者）がいない方
11	区民歴が長い方（保護者のうち継続した区民歴の長い方を基準とします）